

家族が逮捕されてしまった場合③ 罪を認めている場合の弁護(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、ご家族が逮捕されてしまった場合③として、被疑者ご本人が罪を認めている場合の弁護活動についてお話致します。

刑事事件においては、大きく分けて、被疑者ご本人が、罪を認めている場合と、身に覚えがないという場合があります。

そして、それぞれに応じて、弁護士が行うべき対応は変わってきます。

そして、罪を認めている、という場合も、なるべく早く身柄を釈放してもらえるように、弁護活動を行う必要があります。

このために最低限、あった方がよいというものが3つありまして、(1)被害者との示談、(2)本人の反省文又は謝罪文、(3)監督者の嘆願書です。

まず、(1)被害者との示談ですが、ご本人は身柄拘束されていて動けませんので、弁護士が代わりに被害者の方と連絡をとって、示談を行うことになります。

被害者がいる罪は被害の回復が一番重要ですので、示談ができると大きく身柄釈放に向けて前進できると思います。

また、示談できない場合でも、謝罪と反省を示すために、被害者の方がいつでも受け取れるように、供託所というところにお金を供託することもあります。

薬物など被害者がいない罪の場合は、公的なところに寄付をすることもあります。

次に、(2)ご本人の反省文又は謝罪文、これは身柄拘束されている場所で筆記用具や便箋を買えますし、差入することもあります。それでご本人に書いてもらいます。

さらに、(3)監督者すなわち、ご家族の方や勤務先の方に、今後監督しますという文書を書いてもらうことになります。

もし正式な裁判となった場合には、こうした方々に情状証人として出廷していただくことが多いかと思います。

他にも考えられるものはありますが、基本となるものはこの3つです。

そして、この3つを揃えて、弁護士が、警察や検察と交渉していくことになります。

そしてうまくいけば、警察で釈放(微罪処分)、検察官で起訴猶予となって釈放となります。

ただ、これらの3つは、もし起訴されてしまっても、執行猶予を得るためにも必要となるものですので、決して無駄になるものではありません。